

DCニッセイ国内債券インデックス

投資信託協会分類：追加型投信 / 国内 / 債券 / インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1. 投資方針

- (1)主にニッセイ国内債券インデックス マザーファンドの受益証券へ投資を行い、NOMURA - BPI総合の動きに連動する投資成果を目標に運用を行います。
- (2)主に上記マザーファンドの受益証券に投資を行います。追加設定・一部解約に伴う資金フローに対応するため、直接、公社債等に投資を行う場合があります。
- (3)公社債への実質投資総額と有価証券先物取引等の買建玉の実質投資総額の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- (4)資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

2. 主要投資対象

ニッセイ国内債券インデックス マザーファンド受益証券
(マザーファンドは、国内の公社債を主要投資対象とします。)

3. 主な投資制限

- (1)株式への投資は転換社債の転換および新株予約権の行使による取得に限るものとし、投資割合は投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (2)投資対象資産は、国内の通貨建またはユーロ円建表示であるものに限ります。

4. ベンチマーク

NOMURA - BPI総合

5. 信託設定日

2001年11月30日

6. 信託期間

無期限

7. 償還条項

委託会社は、信託期間中において、下記の理由により、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、ファンドを終了することができます。この場合において、委託会社の募集については、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- (1)この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
- (2)やむを得ない事情が発生したとき

8. 決算日

毎年2月20日(ただし休業日の場合は翌営業日)

9. 信託報酬

純資産総額に対して年0.42%(税込)

内訳:

委託会社 年0.189%(税込)
受託会社 年0.042%(税込)
販売会社 年0.189%(税込)

10. 信託報酬以外のコスト

証券取引に伴う手数料等、投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用、信託事務の諸費用(投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息)、借入金の利息は、投資信託財産中から支払います。

11. お申込単位

1円以上1円単位

12. お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13. お申込手数料

ありません。

14. ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15. 信託財産留保額

ありません。

16. 収益分配

毎決算日に基準価額水準、市況動向等を勘案して分配を行います。ただし、運用状況によっては、分配金額が変わる場合、或いは分配金が支払われない場合があります。分配金は、自動的に無手数料で再投資されます。

17. お申込不可日

証券取引所()における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断でファンドの受益権の取得および一部解約の申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受け付けを取り消すことがあります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。当資料は、確定拠出年金法第24条および関係政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。「DCニッセイ国内債券インデックス」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

DCニッセイ国内債券インデックス

投資信託協会分類：追加型投信 / 国内 / 債券 / インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

18. 課税関係

収益分配時の普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額に対する課税はなく、非課税となります。

19. 損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により投資信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20. セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21. 持分の計算方法

基準価額 × 保有口数

注：基準価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除して下さい。

22. 委託会社

ニッセイアセットマネジメント株式会社
(投資信託財産の運用指図等を行います。)

23. 受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社
再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社
(投資信託財産の保管・管理等を行います。)

24. 基準価額の主な変動要因等

(1) 債券投資リスク

金利変動リスク

金利は、景気や経済の状況等の影響を受け変動し、それに伴い債券価格も変動します。一般に金利が上昇した場合には、ファンドが実質的に組入れを行っている債券の価格は下落し、それに伴いファンドの基準価額が下落することがあります。

信用リスク

債券の発行体が経営不振、資金繰り悪化等に陥り、債券の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる(債務不履行)場合、もしくは、債務不履行に陥ると予想される場合には債券の価格が下落し、それに伴いファンドの基準価額が下落することがあります。

(2) 流動性リスク

受益者から短期間に相当金額の解約申込みがあった場合、ファンドは組入資産を売却することで解約金額の手当てをしますが、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。これに伴い基準価額が大きく下落することがあります。

(3) その他

ファンドは、コマーシャル・ペーパー、譲渡性預金等の短期金融資産で運用する場合がありますが、発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。

(4) ファミリーファンド方式にかかる留意点

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。このため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴い、マザーファンドにおいて投資資産の売買等を行う場合には、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

() 金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。

当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。当資料は、確定拠出年金法第24条および関係政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。「DCニッセイ国内債券インデックス」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。